

市川市 地域猫活動団体登録のご案内

市川市では、飼い主のいない猫（野良猫）を地域住民で適正に管理する地域猫活動団体（以下「団体」という。）の登録制度を設けることで、団体の管理を行うとともに、捕獲器の貸出し等を行っています。また、千葉縣市川浦安地域獣医師会と委託契約を結び、猫の不妊等手術を実施する団体を支援しています。

事前に裏面の流れを確認し、取り組みの準備をしたうえで団体登録をお願いします。

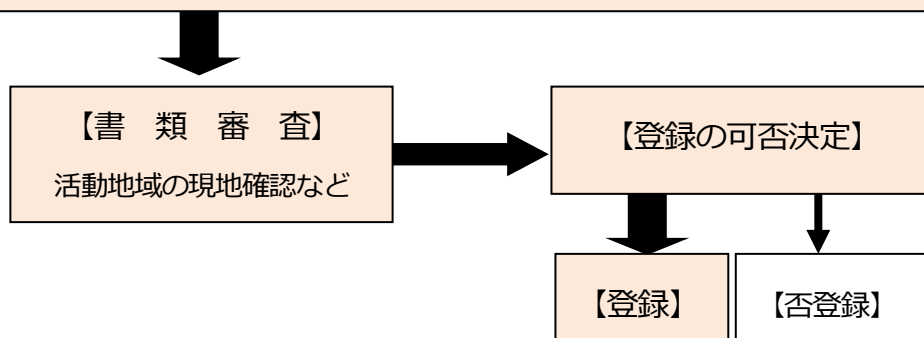
団 体 登 録 要 件

- ① 団体を構成する者の全てが、本市に居住しており、同一の世帯に属さない構成員3人以上で構成されていること。
- ② 市内に生息する地域猫の管理活動を行っていること。
- ③ 構成員の所有地又はその設置について所有者の承諾を得た土地に給餌場等を設置し、当該給餌場等を適切に管理していること。
- ④ 給餌場等の周辺に生息する地域猫の個体及び生息数を管理していること。
- ⑤ 地域猫活動を行うことについて、給餌場等の周辺の住民等の理解を深めるとともに、その合意が得られるよう努めていること。

地 域 猫 活 動 団 体 の 登 録 申 請 の 流 れ

【団体登録申請の必要書類】

- ・市川市地域猫活動団体登録申込書（様式第1号）
- ・現況報告書（様式第2号）・管理する地域猫の一覧表（別紙1）・同意書（別紙2）
- ・地域猫活動を行う周辺の住民等に対して地域猫活動を行うことを周知したことを証する書類（※チラシ、パンフレットなど）
- ・全ての構成員の住所を証する書類の写し（※健康保険証、免許証など）
但し、市が公簿等で確認することに同意した者は除く



（裏面につづく）

地域猫活動の流れ

I 取り組みの準備

実施に賛同する仲間を集める

地域の猫の現状及び猫に起因する問題を把握する

II 計画の作成

地域のルールを定める (※)

○規約の作成

○給餌場、排泄場の検討

○役割分担 など

III 自治会・周辺住民への説明

地域の自治会に説明する (※)

○チラシの作成

管理場所（給餌場・排泄場）の周辺住民に説明する

○広報活動の協力 など

IV 地域猫活動を開始する

対象とする猫の特定

適切な給餌、排泄場の設置

猫の捕獲・不妊去勢手術の実施

猫の写真を撮影し、
登録した猫の
管理を
しましょう！

V 団体の登録・支援

市に団体登録申請及び助成金申請をすると各種の
支援が受けられます (※)

○団体登録証の交付

○不妊等手術の実施支援

○捕獲器の貸出し など

VI 管理の継続

地域猫の管理を継続する

○給餌場・排泄場の管理

○周辺住民への周知

○成果報告

VII 市への報告

毎年年度末に管理状況の報告をする

○譲渡への取り組み など

注) ※については、必要に応じて市に相談してください。

【申請受付窓口・問い合わせ先】

市川市 環境部 生活環境保全課

〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号（第2庁舎3階）

連絡先：047-712-6309（直通）

